

箕面市総合計画審議会設置条例

昭和42年11月11日

条例第19号

(設置)

第一条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、箕面市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、本市総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次の各号に掲げる者について必要のつど市長が任命する。

- 一 市議会議員
- 二 学識経験を有する者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 公共的団体の代表者
- 五 市民

2 前項第一号又は第三号に掲げる者に該当するものとして任命された委員が当該各号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和29年箕面市条例第10号）の定めるところによる。

(規則への委任)

第七条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

箕面市総合計画審議会設置条例施行規則

昭和42年11月20日

規則第14号

(目的)

第一条 この規則は、箕面市総合計画審議会設置条例(昭和42年箕面市条例第19号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第二条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、議事に関して必要と認めたときは、関係職員に対して説明を求めることができる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行なうものとする。